

<おしながき>

- 【1】トピック・最新裁判例・法改正情報
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

---

#### 【1】トピック・最新裁判例・法改正情報

---

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

#### ◆トピック◆

増えています。コンプライアンス倒産。

業法・法令違反や税金滞納、脱税、粉飾決算等に起因するコンプライアンス倒産は高止まりが続いています。

また、「働き方改革」による雇用環境の改善が待ったなしになった中で、雇用関連の「コンプライアンス違反」倒産が目を引いています。

[http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190408\\_02.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190408_02.html)

広告内容に誤りがあったために景品表示法違反で179万円の課徴金を命じられる例もあります。

<https://company.aeonlife.jp/news/info.html>

特許料や登録料は自動納付制度もご利用いただけます。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/jidounoufuseido.html>

特許出願の早期審査・早期審理についてもご検討ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

会計士協会が、「IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関するQ & A」（公開草案）を公表しました。

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20190405gcw.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190405gcw.html)

経団連が、「Society 5.0 の実現に向けた「戦略」と「創発」への転換 ～政府研究開発投資に関する提言」を公表しました。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2019/034.html>

#### ◆最新裁判例◆

4月12日、知財高裁（第1部・高部真規子裁判長）が、特許庁が明確性要件・サポート要件の不適合等を理由として特許を認めなかった審決を取り消しました。

[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail7?id=88601](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=88601)

4月25日、最高裁（山口厚裁判長）が、使用者と労働組合との間の合意により当該労働組合に所属する労働者の未払賃金に係る債権が放棄されたということとはできない旨判示しました。

[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=88638](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=88638)

#### ◆官公庁情報◆

厚労省が、「正社員」と「パートタイム・有期雇用労働者」との間の不合理な待遇差解消を支援するツールを作成しました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_04478.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04478.html)

経産省が、

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の英訳を公表しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190404001/20190404001.html>

「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き（第三版）」を取りまとめました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190422006/20190422006.html>

日本企業による海外 M&A 実態調査報告書「海外 M&A と日本企業～M&A の最前線に立つ国内外の企業の声からひもとく課題克服の可能性～」を公表しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190409003/20190409003.html>

金融庁が、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 8 条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示しました。

<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html>

内閣サイバーセキュリティセンターが、「小さな中小企業と NPO 向け情報セキュリティハンドブック」を公表しました。

[https://www.nisc.go.jp/security-site/blue\\_handbook/index.html](https://www.nisc.go.jp/security-site/blue_handbook/index.html)

第 3 回働き方の多様化に資するルール整備に関するタスクフォースの議事次第が公開されました。

今回は「副業・兼業、テレワークに関するヒアリング」が議題となっています。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/tf/20190405/agenda.html>

#### ◆法改正情報◆

男女雇用機会均等法や労働安全衛生法の改正案が衆議院に提出されました。

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DCC9C2.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCC9C2.htm)

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DCC9CE.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCC9CE.htm)

---

## 【2】セミナー案内

---

### ① 外国人労働者雇用における留意点（5月23日 16:00～18:00）

講師：弁護士伊山正和

4月1日に施行された改正入管法に伴い、企業に求められる対応について、実務と事例に基づき、徹底解説させていただきます。

- ・入管法改正で何が変わるのか
- ・「登録支援機関」とは
- ・「受入機関」となるために求められること

- ・業界別の活用方法
- ・外国人特有の労務トラブルと対策

## ② 企業における営業秘密の管理（6月13日 16:00～18:00）

講師：弁護士拾井美香

顧客情報、技術情報等の営業秘密が流出した場合、企業は営業活動及び技術開発に大きな打撃を受けることになります。営業秘密の流出を防ぐためには、物理的・技術的管理体制を整備するとともに、社員に対する教育研修・契約書・就業規則等の見直し等が必要になってきます。

- ・企業と営業秘密保護の重要性
- ・営業秘密保護のための企業内の管理体制の整備
- ・従業員との秘密保持契約・誓約書をめぐる問題
- ・企業間における秘密保持契約のポイント

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

---

### 【3】ニュースレター案内

---

News Letter vol.4 を発行しました。

- ・固定残業代が残業代と認められない?!
- ・相続法も変わる！（後編）
- ・終活における遺言書の作成（第2回）
- ・自転車事故の特徴と注意点（前編）

<http://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2019/04/NewsLetter-vol.4-1.pdf>

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

### 【編集後記】

2019年5月号、いかがでしたでしょうか？

平成から令和。公文書は元号使用が通例のため、裁判所に出す書面にも「令和」と書く機会が多いですが、何だか気恥ずかしさも感じてしまいます。皆様にとって希望溢れる時代にな

りますように。

阪神はようやく開幕を迎えました！近本選手が息切れしないよう矢野監督のマネジメントに期待しています（弁護士野崎隆史）。

本メールマガジンは、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

**【京都総合法律事務所】**

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>